

# 仕 様 書

1. 業 務 名 とよはし総合相談支援センター運営事業（虐待防止相談員）委託業務
2. 業 務 場 所 豊橋市総合福祉センター「あいトピア」2階  
住所：豊橋市前畑町 115 番地  
名称：とよはし障害者虐待防止センター（とよはし総合相談支援センター）
3. 業 務 期 間 令和6年1月1日から令和8年3月31日まで  
豊橋市は、上記業務期間にかかわらず、令和6年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することがあります。
4. 業 務 日 時 月曜日から土曜日 午前9時00分から午後6時00分  
緊急時はその限りではない。  
（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日を休日とする。）  
（年末年始12月29日から1月3日は休みとする。）
5. 業 務 内 容 別紙「とよはし総合相談支援センター運営事業実施要綱」第2条第4項、第4条から第6条、第8条から第11条、第13条及び第13条の2、「豊橋市障害者虐待防止事業実施要綱」第6条並びに「豊橋市障害者差別解消推進事業実施要綱」第8条における業務に加え、次に記すもの。
  - ①虐待や差別の相談に関する業務
    - ・ とよはし総合相談支援センターに情報通信機器（固定電話、FAX、携帯電話、パソコン、プリンター、コピー機、インターネット通信環境）を備え、虐待や差別に関するあらゆる相談に応じることのできる体制と効率的な業務処理のできる環境を整えること。
    - ・ 車両1台と駐車場を確保し、訪問相談の要請に対応すること。
  - ②虐待対応の業務
    - 以下の虐待対応業務について対応すること。
    - ・ 市の要請（市が事実確認及び訪問調査の相手方の同意を得た場合に要請可能）に応じて、障害者福祉施設従事者及び使用者による虐待について、事実確認及び訪問調査に同行して記録を作成し、市に報告すること。
    - ・ 養護者による虐待について、事実確認を行うとともに必要に応じて訪問調査を実施し、それらの記録を作成し、市に報告すること。
    - ・ コアメンバー会議に参加して、必要に応じて虐待の認定に資する意見を述べること。また、会議で決定した方針に従い対応や協力を行うこと。
    - ・ 関わった虐待の内容については過去の出来事をすぐに調べられるようデータ管理し、必要に応じて迅速に市に提供できるよう整理しておくこと。
    - ・ 必要に応じて愛知県等の関係機関への報告資料の作成、照会に対する回答資料の作成に協力すること。

③権利擁護ネットワーク協議会の運営補助

- ・権利擁護ネットワーク協議会を年2回以上開催するための日程調整、会場設営、資料作成、議事録作成等を行うこと。

④障害者虐待防止業務

- ・障害者を支援する事業所や関係機関を対象とした虐待防止、差別解消に係る研修を年1回以上開催すること。
- ・障害者を支援する事業所や関係機関への訪問を実施し、支援員からの虐待防止に係る相談を聞き、助言を行うなど広報や啓発活動を実施すること。

6. 実績報告

実績報告書にて、毎月の実績を翌月10日までに報告する。ただし、3月分の実績については、当月31日に報告を行うものとする。

7. 配置職員等

事業の実施にあたり、相談支援従事者初任者研修を修了（又は令和6年3月末までに修了見込）した相談支援専門員の資格を有する（又は令和6年3月末までに資格取得見込）者を1名配置し、とよはし障害者虐待防止センターの業務を行うものとする。配置職員は週5日の勤務とする。